

柏市下水道類似施設改修等補助金交付取扱要領

制定 令和 4年 4月 1日

施行 令和 4年 4月 1日

1 趣旨

この要領は、柏市下水道類似施設改修等助成金交付要綱（令和4年4月1日制定）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助の対象期間及び申請時期

補助金の交付の対象期間は、申請しようとする事業の実施年度とし、補助金の交付を受けようとする者は、事前に要綱第5条に基づく申請を行い、交付の決定を受けた後、事業を実施するものとする。

3 実地確認

要綱第17条の実施報告があったときは、実施報告書の添付書類である下水道類似施設の改築又は修繕等に係る契約書の写し、領収書の写し、実施状況を明らかにする写真その他の資料等により内容の確認を行い、必要があると認められる場合には実施確認を行うものとする。

4 補助金の額及び交付

要綱第5条に規定する補助金の額は千円未満を切り捨てて得られた額とし、その交付は口座振込により行うものとする。

5 要綱第17条第1号、第2号、第3号及び第4号に規定するものがないものは、補助金を交付しない。ただし、契約書に代わるものの写しがあるものは、この限りでない。

6 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。